

猪苗代町がんばる事業所応援事業実施規程

(目的)

第1条 この規程は、町内中小企業者が新型コロナウイルス感染拡大による影響を最小限に抑え、各業界が定めた感染防止に関するガイドラインに基づき、新しい生活様式に則った新たな形での事業継続に努めながら地域経済を支えるがんばる事業所を応援するとともに、観光地としての安全対策を図ることを目的とする。

(感染対策済証の交付申請)

第2条 前条に基づき各種の感染対策に努めている事業所は、がんばる事業所感染対策済証交付申請書(様式1)により、会長にがんばる事業所感染対策済証の交付を申請することができる。

2 前項の申請をしようとする事業者は、がんばる事業所感染対策取組事項(別表1)により、事業所が取り組んでいる感染対策を記載して添付するものとする。

(感染対策済証の交付)

第3条 会長は、前条による交付申請があった場合は、事業所の感染対策を確認し、共通事項で4点以上及び業種ごとの個別事項で6点以上の感染対策を行っていると認められた時は、がんばる事業所感染対策済証(様式2、以下「感染対策済証」という。)を交付することができる。なお、別表1に示していない業種については、会長の判断により共通事項4点以上で感染対策済証を交付することができる。

2 前項により感染対策済証の交付を受けた事業所は、店頭等に掲示し感染対策を行っている事業所であることを明示することができる。

3 会長は、第1項により感染対策済証を交付した事業所については、猪苗代町がんばる事業所感染対策済証交付リスト(様式3)を作成して管理するとともに、引き続き事業所の感染対策を確認するものとする。

(補助事業の実施)

第4条 第1条の目的に沿った感染対策を実施しようとするがんばる事業所を応援するため、会長は次条以降の規定により、感染対策に要する経費に対して補助金を交付することができる。

(補助対象事業者)

第5条 補助の対象とする者は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する会社及び個人であり、町内に事業所を有

する宿泊業、飲食業、小売業又は生活関連サービス業等を営む事業者とする。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象とする経費は、令和2年度に実施した新しい生活様式に対応した感染防止対策に必要な消耗品の購入及び関連設備の設置等に要する経費とする。ただし、消耗品については当該年度に使用する数量を限度とする。

(補助金の額)

第7条 1 事業所当たりの補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の80%以内とし、次の金額を上限とする。

- (1) 宿泊業 収容人数 50人未満 30万円
収容人数 50人以上 50万円
収容人数100人以上 100万円 ただし、100人増毎に100万円を加えた額とし100人未満は切り捨てる
- (2) 飲食業 収容人数50人未満 20万円
収容人数50人以上 50万円
- (3) その他 20万円

2 前項に規定する収容人数は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第1条の3に規定する収容人員とする。

(補助金の交付申請)

第8条 事業を実施しようとする事業者は、猪苗代町がんばる事業所応援事業補助金交付申請書（様式4）に次の書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 感染防止対策計画書（参考様式1）
- (2) その他参考となる書類

(補助金の交付決定)

第9条 会長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは猪苗代町がんばる事業所応援事業補助金交付決定通知書（様式5）により補助金の交付を決定するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、猪苗代町がんばる事業所応援事業実績報告書（様式6）に、次の書類を添えて速やかに会長に提出しなければならない。

- (1) 感染防止対策実績書（参考様式2）

- (2) 支払いを確認できる領収書等の写し
- (3) 単価 5 万円以上の備品や関連設備を設置した場合はその写真
- (4) その他事業内容がわかる書類
- (5) 猪苗代町ががんばる事業所応援事業補助金交付請求書（様式 7）
（補助金の交付）

第 1 1 条 会長は、前条により提出された書類を審査し、補助事業の内容に適合している場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取り消し）

第 1 2 条 会長は、第 1 0 条に基づく実績報告書を審査した結果、補助事業の目的に適合していないと認めるときは、決定した補助金の全部または一部の交付を取り消すことができる。

（補則）

第 1 3 条 この規程に定めるもののほか、猪苗代町ががんばる事業所応援事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和 2 年 9 月 1 5 日から施行し、令和 3 年 3 月 3 1 日限りでその効力を失う。

別表 1

がんばる事業所感染対策取組事項

この取組事項は、政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が令和2年5月4日に行った提言を基に、感染を予防するために業種ごとに業界が作成したガイドラインに沿って作成している。今後、業界のガイドラインが変更となった場合は、本事項も見直すこととする。

各事業者は、がんばる事業所感染対策済証の交付を申請する場合は、次の各項目の中から取り組んでいる項目に✓を付し、申請書（様式1）に添付して提出すること。

共通事項

- 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- 国・地方自治体・業界団体などを通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。
- 従業員に対し、出勤前に体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる。体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員は、必要に応じ、直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- 従業員に対し、始業時、休憩等を含め、定期的な手洗いを徹底する。このため必要となる水道設備や石けんなどを配置する。また、水道が使用できない環境下では、手指消毒液を配置する。
- 従業員に対し、勤務中のマスクなどの着用を促す。
- 会計処理にあたる場合は、電子マネー等の非接触型決済を導入する。
- 現金、クレジットカード等の受け渡しが発生する場合には、手渡しで受け取らず、コイントレー（キャッシュトレー）などを使用する。また、コイントレーは定期的に消毒する、会計の都度手指を消毒するなど工夫する。
- 不特定多数の人が訪れるトイレは毎日清掃し、ドアやレバー等は定期的にアルコール消毒液、次亜塩素酸ナトリウム等で清拭する。
- 感染防止対策に必要な物資（消毒液、不織布マスク、手袋、ペーパータオル、及びそれらの使い捨て用品を廃棄する容器等）の一覧表（リスト）を作成し、十分な量を準備しておくか、または緊急時にすぐ入手できるよう予め手配しておく。平時から使用した分をその都度補充し、常に一定の必要量を備蓄しておく。

個別事項（宿泊業）

- 従業員と宿泊客及び宿泊客同士の接触をできるだけ避け、対人距離は2 mを目安に（最低1 m）確保する。
- 感染防止のためチェックイン、チェックアウト時に宿泊客が密にならないよう整理する。
- 客室でのチェックイン手続きができるようにする。
- フロントでは宿泊客との距離を保つ又はアクリル板やビニールカーテンなどで遮蔽する。
- 宿泊カードのオンライン化
- 入口及び施設内には手指の消毒設備を設置し、従業員及び宿泊者等にはマスクの着用を周知する。
- ロビー、エレベーター、大浴場、食事処等、多くの宿泊客が同時に利用する場所では、定期的な消毒や換気を行い、感染防止に努める。
- エレベーター内が過密状態にならないよう、重量センサーを調整して乗車人数を制限する。
- 客室のテレビ、リモコン、金庫、電話機、冷蔵庫等の消毒剤での消毒
- 客室の空調機を外気導入に設定したり、宿泊者に窓を開けての換気を促す。
- 大浴場への一度の入浴者数を制限する。
- 浴室内の備品の消毒、換気の強化を行うとともに、対人距離をとるよう要請する。
- 会食では参加人数、開催時間、席の間隔、換気の強化に留意する。
- 鍋料理や刺身盛りは一人鍋、一人盛りに極力変更や、従業員の取り分けを行う。
- ビュッフェ方式で食事を提供する場合は、料理を小皿にもって提供する、スタッフが料理を取り分ける、宿泊客一人ひとりに取り分け用のトングやお箸を渡し、使用済みトングは回収、消毒してトング類は共用しないよう徹底する。
- 食事は横並び着席を推奨するとともに食事中以外のマスク着用を要請する。
- トイレはハンドドライヤーをやめ、ペーパータオル等を設置する。
- 宿泊客用スリッパ等は使用後の消毒を行うか、使い捨てスリッパに変更する。
- カード決済など非対面チェックアウト手続きの導入
- 従業員休憩スペースでのマスク着用と一度に使用する人数の制限を行う。
- その他

()

個別事項（飲食業）

- 店舗入口には、発熱や咳など異常が認められる場合は店内飲食をお断りさせていただく旨を掲示する。また、店舗入口や手洗い場所には、手指消毒用に消毒液（消毒用アルコール等）を用意する。
- 店舗入口及び店内に、食事中以外はマスク着用をお願いする旨掲示する。
- 客席テーブルは飛沫感染防止のためパーティションで区切るか、できるだけ2 m（最低1 m）以上の間隔を空けて横並びで座れるよう配置を工夫し、カウンター席は密着しないよう適度なスペースを空ける。
- 客席は真正面の配置を避けるか、またはテーブル上に区切りのパーティション（アクリル板等）を設けるなど工夫する。
- テーブルサービスで注文を受けるときは、お客様の側面に立ち、可能な範囲で間隔を保つ。
- お客様が入れ替わる都度、テーブル・椅子・メニューブック・卓上ベル等をアルコール消毒液、次亜塩素酸ナトリウム等で消毒する。
- カウンターサービスは、可能な範囲で従業員とカウンター席との間隔を保つ。
- 大皿は避けて、料理は個々に提供する。従業員が取り分けるなど工夫する。
- 食券を販売している店舗は、券売機を定期的に消毒する。
- テイクアウトを実施している店舗では、お客様の店内滞留時間を短くするために、事前予約注文を受け付けるなどの仕組みを導入する。
- 店内（客席）は、適切な換気設備の設置及び換気設備の点検を行い、徹底した換気を行う（窓・ドア等の定期的な開放、常時換気扇の使用など）。
- 店内清掃を徹底し、店舗のドアノブ、券売機、セルフドリンクコーナー等の設備等、多数の人が触れる箇所は定期的にアルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウムで消毒する。
- 従業員は、店内の一か所にお客様が集まらないように留意する。
- その他

()

個別事項（小売業）

- 顧客が店内で密にならないよう、滞在に際しては掲示、アナウンスの実施などで可能な範囲で対人距離の確保を目指す。
- レジ前や入店前などの顧客が並ぶ際には、床に目印を付すことや掲示・アナウンスの実施などで対人距離の確保を目指す。
- サッカー台（会計後に袋詰めをする台）で顧客が袋詰めする際、掲示・アナウンスの実施などで対人距離の確保を促す。必要に応じサッカー台を追加してスペースを確保する。
- 店舗の消毒は通常の清掃に加え、買い物カゴ、カートのハンドル部分など、顧客が手を触れることが多い箇所、機材等は定期的に消毒する。
- トイレに蓋がある場合は、蓋を閉めて汚物を流すよう表示し、ハンドドライヤーや共通のタオルは使わないようにする。
- レジ前では、透明仕切り等の設置などで従業員と顧客の接触機会を減らし、飛沫感染を防止する取り組みを行う。
- レジでの現金受け渡しはコイントレーを使用し、キャッシュレス決済の利用を促進する。
- 従業員が対面によるサービスなどを行う際は、マスク、フェイスシールド等を着用する。
- 食料品の試食販売は行わない。
- 1グループ1人又は少ない人数での入店を呼びかける。
- 事前の買い物リスト作成等による店内での滞留時間短縮を呼びかける。
- 必要に応じ、高齢者・障がい者・妊婦等の優先買い物時間帯を設定する。
- イートインスペースを利用する場合は、テーブルの配置や間隔の確保に留意する（2mを目安に最低1m）とともに、長時間の会話や必要に応じて近距離・対面の食事をしないよう制限する。
- 顧客の店舗への入店に際しては、発熱その他の感冒症状を呈している場合には、入店の自粛を依頼すること及び入店時のマスク着用や手指の消毒などの実施について、掲示・アナウンスなどの方法により顧客に依頼する。
- その他

()

個別事項（理美容業）

- 人との接触を避け、対人距離を確保する（顧客への施術に影響がない範囲で、できるだけ2 mを目安に（最低1 m）確保するよう努める）。
- 感染防止のための来店者の整理（密にならないよう、来店者数の調整及び理美容椅子の間隔に配慮。発熱やその他感冒症状を呈する者の来店制限など。）
- タオル、ケープなど皮膚に接する器具を顧客ごとに取り替え、消毒等を行う。
- 共用物品は最小限とする。
- 密にならないよう施術の予約時間を調整する。
- 施術に影響しない範囲で顧客にもマスクの着用を促す。（耳掛け紐にラップを巻いたり、耳掛け紐のないマスクを使用するなど工夫する。）
- 万ーに備え、顧客名簿は3週間以上適正に管理する。
- 理美容椅子の間隔を広く設置する。（できるだけ2 mを目安に（最低1 m）確保）
- 従業員は作業衣を清潔に保ち、常にマスクを着用して必要に応じて手袋を使用する。
- 必要に応じて、目の粘膜からの感染を防止するために目を覆うことのできるフェイスシールド、ゴーグル等を着用する。
- トイレのドアノブや便座、手洗い蛇口等の不特定多数の者が接触する場所は、定期的に清拭消毒する。
- トイレの蓋は閉めて汚物を流すように表示する。
- トイレではハンドドライヤーは止め、ペーパータオルを設置するか、個人用タオルを準備する。
- 予約の調整を行うことにより、なるべく顧客が待合室を使用しないようにする。
- 鼻水、唾液などがついたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- 複数の従業員や顧客が共用する物品や高頻度接触部位は随時清拭消毒を行う。
- 従業員は常に爪を短く切り、客1人ごとの作業前及び作業後や会計後等のこまめな手指消毒又は石鹸と流水による手洗いの徹底を図る。
- その他

()

様式 1

令和 年 月 日

猪苗代町商工会長

所在地

事業所名

代表者名

㊞

がんばる事業所感染対策済証交付申請書

令和 2 年度において、下記のとおり新型コロナウイルス感染症への対策を行ったので、猪苗代町がんばる事業所応援事業実施規程第 2 条の規定により、がんばる事業所感染対策済証の交付を申請します。

記

1. 業種、店舗等の名称

(1)業種

(2)旅館、店舗等の名称

2. 実施した対策

別添 がんばる事業所感染対策取組事項（別表 1）のとおり

No. _____

この(店・宿)は

新型コロナウイルス

さすけねえ！

がんばる事業所
感染対策済証

(店舗・旅館名)

猪苗代町商工会(印)

様式 3

猪苗代町がんばる事業所感染対策済証交付リスト

A 宿泊業

交付 No	申請年月日	交付年月日	事業所名	業種	旅館等の名称	備考

B 飲食業

交付 No	申請年月日	交付年月日	事業所名	業種	店舗等の名称	備考

C その他

交付 No	申請年月日	交付年月日	事業所名	業種	店舗等の名称	備考

様式 4

令和 年 月 日

猪苗代町商工会長

所在地

事業所名

代表者名

印

猪苗代町がんばる事業所応援事業補助金交付申請書

令和 2 年度において、下記のとおり標記商工会補助事業を実施したいので、猪苗代町がんばる事業所応援事業実施規程第 8 条の規定により、補助金 円を交付して下さるよう申請いたします。

記

1. 事業の名称

猪苗代町がんばる事業所応援事業

2. 事業の目的及び内容

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に抑え、観光地における事業所として安全対策を図りながら、新しい生活様式に則った新しい形で事業を継続するため、感染防止対策を行うもの。

3. 業種、店舗等の名称及び収容人数

収容人数 人

4. 事業の経費

事業に要する経費	商工会補助金	自己資金
A + B	A	B
円	円	円

5. 添付書類

感染防止対策計画書（参考様式 1）

様式 5

令和 年 月 日

様

猪苗代町商工会長 ⑩

猪苗代町がんばる事業所応援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで補助金交付申請のあった標記商工会補助事業については、下記のとおり補助金の交付を決定します。

記

補助金交付決定額 円

猪苗代町商工会長

所在地

事業所名

代表者名

⑩

猪苗代町がんばる事業所応援事業実績報告書

令和 2 年度において、下記のとおり標記商工会補助事業を実施したので、猪苗代町がんばる事業所応援事業実施規程第 10 条の規定により、その実績を報告いたします。

記

1. 事業の名称

猪苗代町がんばる事業所応援事業

2. 事業の目的及び内容

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に抑え、観光地における事業所として安全対策を図りながら、新しい生活様式に則った新しい形で事業を継続するため、感染防止対策を行った。

3. 業種、店舗等の名称及び収容人数

収容人数 人

4. 事業の経費

事業に要した経費	商工会補助金	自己資金
A + B	A	B
円	円	円

5. 添付書類

感染防止対策実績書（参考様式 2）

領収書等の写し

様式 7

猪苗代町がんばる事業所応援事業補助金交付請求書

猪苗代町商工会長

令和 年 月 日付けで交付決定のあった猪苗代町がんばる事業
所応援事業補助金として、 _____ 円を請求いたします。

令和 年 月 日

所在地
事業所名
代表者名

⑩

振込先

振込先	銀行	預金種別	口座番号
金融機関	金庫 支店	普通 当座	
口座 名義人	(フリガナ)		

感染防止対策計画書

事業所名

備える物品名や対策の内容	数量等	金額（税込）
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
合 計		円
補助金額（合計×80%） （円未満切り捨て）		円

事業所ごとの補助金額合計の上限は次のとおりです。

- (1) 宿泊業
 - 収容人員 50 人未満 30 万円
 - 収容人数 50 人以上 50 万円
 - 収容人数 100 人以上 100 万円 ただし 100 人増毎に 100 万円を加えた額とし、100 人未満は切り捨てる。
- (2) 飲食業
 - 収容人数 50 人未満 20 万円
 - 収容人数 50 人以上 50 万円
- (3) その他 20 万円

感染防止対策実績書

事業所名

備えた物品名や対策の内容	数量等	金額（税込）
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
合 計		円
補助金額（合計×80%） （円未満切り捨て）		円

事業所ごとの補助金額合計の上限は次のとおりです。

- (1) 宿泊業
 - 収容人数 50 人未満 30 万円
 - 収容人員 50 人以上 50 万円
 - 収容人数 100 人以上 100 万円 ただし 100 人増毎に 100 万円を加えた額とし、100 人未満は切り捨てる。
- (2) 飲食業
 - 収容人数 50 人未満 20 万円
 - 収容人数 50 人以上 50 万円
- (3) その他 20 万円